

2024 年度 第 1 回理事会 事務局資料 5

プライバシーポリシー（個人情報保護方針）とは

2024 年 7 月 7 日（日）

【プライバシーポリシーの説明の前に】

クラブの皆様の立場に関してご説明を致します。

1. 世田谷少年サッカー連盟

年度初めに「加盟登録申請書」を提出して頂いた時点で、提出して頂いたクラブの関係者の方は世田谷少年サッカー連盟の構成員となります。

関係者とはクラブ運営をしている方はもちろん指導者、審判員、選手および選手の保護者全員を指します。

選手に関しましては、大会・試合に出場しているかは問われません。

クラブに入部している選手全員が対象となります。

選手が未成年ですので、保護者も構成員となります。

また、各クラブ 1 名の理事に関しましては、連盟の準役員となります。

2. 東京都サッカー協会・少年サッカー連盟・第 5 ブロック

年度初めに 4 種チーム登録が承認された時点で、登録したチームの関係者の方は第 5 ブロックの構成印となります。

関係者とはチーム運営をしている方はもちろん指導者、審判員、選手および選手の保護者全員を指します。

チーム登録情報に記載したかには関係ありません。

選手も 4 種登録したかには関係ありません。（本来はチーム登録したチームの選手は全員 4 種登録を行わなくてはならないからです。）

上記の説明のようにクラブおよびチームにより所属先が異なります。

【プライバシーポリシーの説明】

2 つの組織はそれぞれにプライバシーポリシーが必要となります。

基本的考え方は、同じですので以下の説明は 1 つの組織に関して行います。

1. プライバシーポリシーとは

個人情報保護のための方針のことで、特に Web 業界で多く用いられます。

プライバシーポリシーは個人情報保護法に基づいて作成されますが、

「プライバシーポリシー」という言葉は法律用語ではありません。

2. プライバシーポリシーを簡単にいうと

「個人情報の取扱い方法やプライバシーにどのように配慮しているかを示すための指針」です。

個人情報保護法の規定に沿う必要があるため、たびたび改正される法律の内容を常に把握してお

かなければなりません。

3. プライバシーポリシーの役割

プライバシーポリシーの役割は、個人情報保護法で定められている義務を履行することを示すことです。

しかし、プライバシーポリシーの設置が同法で義務付けられているわけではありません。

同法で公表が義務付けられている事柄もありますが、必ずしもプライバシーポリシーで公表する必要はありません。

本人に直接通知する方法でも義務を果たすことは可能です。

4. プライバシーポリシーは連盟の構成員に安心を与えたり、連盟のクリーンさをアピールしたりするツールとしても機能します。

【プライバシーポリシー」と「利用規約」の違い】

1. プライバシーポリシーは「利用規約」とは異なるため、混同しないようにしましょう。

利用規約は運用に関するルールをまとめたもので、プライバシーポリシーのように作成元が遵守するものではなく、運営利用者と運営者の関係を示すものです。

2. 利用規約には利用条件や禁止事項、トラブル発生時の解決方法、利用料金などが記載されます。

【プライバシーポリシー作成は義務化されているのか？】

1. 前述のとおり、個人情報保護法でプライバシーポリシーの作成が義務付けられているわけではありません。

しかし、個人情報の取扱いに関して公表すべき事柄があり、その内容を示すためにプライバシーポリシーが利用されるケースはよくあります。

2. 本人に直接通知しない場合は、プライバシーポリシーの作成は実質的な義務といえるでしょう。

このように、プライバシーポリシーは個人情報保護法によって定められた義務を履行するために利用されています。

【「個人情報保護法」をわかりやすく解説 個人情報の取扱いルールとは？】

仕事や学校、町内会・自治会や同窓会などの活動で、名簿を作成するために誰かの名前や連絡先などの「個人情報」を集めたことはありませんか。

役所などの公的機関や企業はもちろん、皆さんも身近なところで個人情報を取り扱う機会があるかもしれません。

個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利や利益を守ることを目的とした「個人情報保護法」は、国の行政機関や独立行政法人、地方公共団体などはもちろん、個人情報を取り扱う全ての事業者や組織が守らなければならない共通のルールです。

皆さんに知っていただきたい「個人情報保護法」のポイントを説明します。

1. 「個人情報保護法」って何？

氏名や性別、生年月日、住所などの情報は、個人のプライバシーに関わる大切な情報です。

一方、それらの情報を活用することで、行政や医療、ビジネスなど様々な分野において、サービス

の向上や業務の効率化が図られるという側面もあります。

そこで、個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利や利益を守ることを目的とした「個人情報保護法」（正式名称：個人情報の保護に関する法律）が平成 15 年（2003 年）5 月に制定され、平成 17 年（2005 年）4 月に全面施行されました。

その後、デジタル技術の進展やグローバル化などの経済・社会情勢の変化や、世の中の個人情報に対する意識の高まりなどに対応するため、個人情報保護法は、これまでに 3 度の大きな改正が行われました。

個人情報保護法に基づいて、どのような情報が個人情報になるのか、個人情報をどう取り扱わなければならないのかなど、基本的なルールを紹介します。

なお、以下で紹介するのは、基本的に民間事業者に関するルールです。

2. どんな情報が「個人情報」になるの？

個人情報保護法において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、氏名、生年月日、住所、顔写真などにより特定の個人を識別できる情報をいいます。

これには、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものも含まれます。

例えば、生年月日や電話番号などは、それ単体では特定の個人を識別できないような情報ですが、氏名などと組み合わせることで特定の個人を識別できるため、個人情報に該当する場合があります。

また、メールアドレスについてもユーザー名やドメイン名から特定の個人を識別することができる場合は、それ自体が単体で、個人情報に該当します。

このほか、番号、記号、符号などで、その情報単体から特定の個人を識別できる情報で、政令・規則で定められたものを「個人識別符号」といい、個人識別符号が含まれる情報は個人情報となります。

例えば、次のようなものです。

(1) 身体の一部の特徴を電子処理のために変換した符号で、顔認証データ、指紋認証データ、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、掌紋などのデータがあります。

(2) サービス利用や書類において利用者ごとに割り振られる符号で、パスポート番号、基礎年金番号、運転免許証番号、住民票コード、マイナンバー、保険者番号などがあります。

3. 「個人情報データベース等」、「個人データ」、「保有個人データ」とは？

個人情報保護法には、「個人情報」という用語のほか、「個人情報データベース等」「個人データ」「保有個人データ」という似た用語が登場します。

ここでは、それぞれの用語の定義について説明します。

(1) 個人情報データベース等

「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報を検索することができるように体系的に構成された、個人情報を含む情報の集合体をいいます。

コンピュータを用いて検索できるように体系的に構成したものや、紙面で処理した個人情報を一定の規則に従って整理・分類し、簡単に検索できるように目次や索引を付けているものが該当します。

例えば、五十音順で整理された名簿などがこれに当たります。

(2) 個人データ

「個人情報データベース等」を構成する個人情報を「個人データ」といいます。

例えば、名簿を構成する氏名・誕生日・住所・電話番号などの個人情報がこれに当たります。

(3) 保有個人データ

個人データのうち、個人情報取扱事業者が本人から請求される開示・訂正・削除などに応じることができる権限を有するものを「保有個人データ」といいます。

【連盟および第5ブロックでは】

色々の個人情報を取り扱っています。

これは、クラブ（チーム）でも同様です。

このため、連盟および第5ブロックのHPにプライバシーポリシーを掲載しています。

連盟の役員はもちろんのこと、クラブの方々も個人情報を取り扱っていますので、個人情報管理の教育を年1回は受ける必要が有ります。

連盟では現在こちらに関しても準備を行っていますので、準備が出来ましたら受講して頂くこととなりますので、宜しくお願い致します。

以上